第２章　占有権　第３節　占有権の消滅	松本　暉男	注釈民法第７巻　物権⑵占有権・所有権・用益物権【復刊版】	2013	13,800	10	181	341
第２章　占有権　第４節　準占有	松本　暉男			13,800	10	160	
民法466条	植林　弘	注釈民法第11巻　債権⑵多数当事者の債権・債権の譲渡【復刊版】	2013	10,500	10	524	524
前注（民法521条～532条）　Ⅰ　事実的契約関係	植林　弘	注釈民法第13巻　債権⑷契約総則【復刊版】	2013	9,500	10	505	1,794
民法529条～532条	植林　弘			9,500	10	1,128	
民法542条　Ⅰ～Ⅲ	植林　弘			9,500	10	161	
事務管理・不当利得法総論　B　外国制度　Ⅰ　ドイツの制度	山田　幸二	注釈民法第18巻　債権⑼事務管理・不当利得【復刊版】	2013	15,000	10	1,610	1,811
民法703条　F　商法上の不当利得	宮川　茂夫			15,000	10	201	
民法710条～711条	植林　弘	注釈民法第19巻　債権⑽不法行為【復刊版】	2013	10,000	10	1,055	1,330
民法721条	植林　弘			10,000	10	114	
民法724条	植林　弘			10,000	10	161	
民法529条～532条	植林　弘	新版注釈民法第13巻　債権⑷契約総則〔補訂版〕	2006	19,400	10	572	748
民法542条　Ⅰ～Ⅲ	植林　弘			19,400	10	176	
民法703条　F　商法上の不当利得	宮川　茂夫	新版注釈民法第18巻　債権⑼事務管理・不当利得	1991	16,100	10	226	226
					合計	7,999	

○文化庁告示第二十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年十一月十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年二月二十五日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表一・二参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五五　株式会社旺文社（代表取締役　生駒大壱）

三　利用方法

①　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する（別表一参照）。

②　音声ＣＤ教材において複製し、公衆に譲渡する（別表二参照）。

四　補償金の総額　一九四、六六六円

（別表１）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：出版用教材への複製又は翻訳及び複製

No.	題　号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（複製・翻訳・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）								
			大学名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	冊子の価格（税抜）	製作部数	
1	不明	不明	東京大学	2014	前期／文科・理科各類	３Ａ	英文	２度聴き　精聴トレーニング	250	33,000	4,235